

●建築基準法第48条第1項から第3項まで及び第8項ただし書に基づく公益建築物に関する一括審査による許可同意基準

制定 昭和63年6月20日議決  
改正 平成10年6月22日議決  
改正 平成24年7月23日議決  
改正 平成26年9月1日議決  
改正 平成29年12月18日議決  
改正 令和6年10月28日議決

## 第1 総則

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第48条第1項から第3項まで及び第8項の各項のただし書の規定による公益建築物の許可に係る同意について、次の基準に該当するものは、一括審査を行うものとする。

## 第2 基準

延べ面積が100㎡以下、軒の高さが7m以下及び建築物の高さが10m以下の建築物で次の1から3までに掲げるもの

- 1 都市公園法第2条第2項の公園施設（近隣に居住する者の利用に供する公園に設けられる公衆便所又は休憩所は除く。）で、当該都市公園の境界線（当該境界線が道路、水面又は線路敷に接する場合には、当該道路、水面又は線路敷の反対側の境界線）から5m以上離れて建築されるもの
- 2 地方公共団体等が管理する運動施設内の公衆便所、更衣室及び管理事務所その他これらに類するもの
- 3 消防分団施設（第一種中高層住居専用地域内は除く。）その他これに類するもの

## 第3 提出図書

議案を建築審査会に付議するにあたり提出すべき書類は、次のとおりとする。

- 1 「建築基準法第48条第1項から第3項まで及び第8項ただし書に基づく公益建築物に関する一括審査による許可同意基準」に係る審査案件総括表（様式1）
- 2 議案書（様式2）
- 3 公聴会における公開による意見の聴取の要旨
- 4 位置図（付近の用途地域図を兼ねるもの）
- 5 配置図
- 6 平面図
- 7 立面図

## 附 則

この基準は、議決の日から施行する。